

消防からのお知らせ

このページのお問い合わせは
小平消防署管理課予防保安係
TEL 56-2221

平成26年8月1日から

「屋内・屋外イベント会場等での火災予防」が一部改正されます

▶平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会で発生した火災を踏まえ、消防庁は「消防法施行令の一部改正」を行いました。

これにより、各消防本部では火災予防条例を改正し、平成26年8月1日から祭礼、縁日、花火大会、展示会等、多くの方が集まるイベント会場での火気器具等を使用する露店、屋台その他これに類するものの出店には、火災予防の徹底を図るため、露店出店届出と消火器の準備が義務付けられます。

●届出と消火器の対象とならないもの

近親者によるバーベキューや幼稚園などで父母が主催するものなど、相互に面識のある者が集まる催しなどは対象となりません。

●大規模な催しものとして消防長が定めるもの

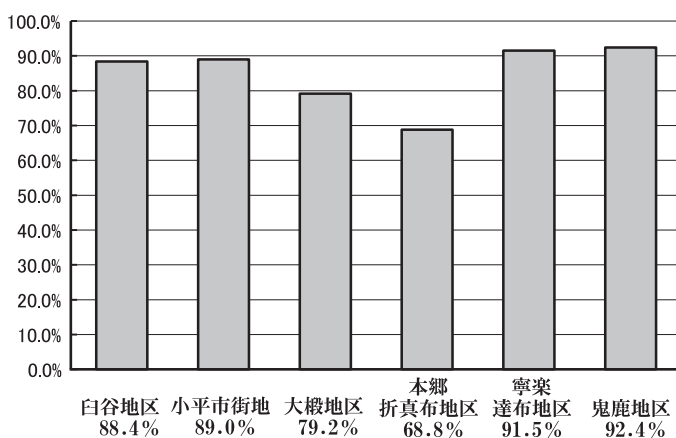
- ①大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路などの場所を会場として、1日当たりの人出が10万人以上の催し
- ②対象火気器具などを使用する露店が100店以上出店する催し

以上、上記の2つの要件が該当するものを「指定催し」として、防火担当者、火災予防上必要な業務に関する計画の届出が必要となります。

「指定催し」の指定をしたときは、催しの関係者のほか、多くの人に対して知らしめる必要があることから、公示することとします。(計画を提出されなかった場合は罰則が適用されます)

◇小平町の住宅用火災警報器設置状況◇

各地区別設置率



町内設置率

調査世帯	1,676世帯
設置済み	1,486世帯
未設置	155世帯
不明	35世帯

町内設置率
88.7%

設置率全国平均	79.8%
設置率北海道平均	82.7%
設置率小平町平均	88.7%



※全国・北海道平均は平成25年6月1日現在
※小平町平均は平成26年5月1日現在

小平町前回調査時の86.7%から、2%増加



未設置の住宅：安全・安心のために、早期の設置をお願いします！

設置済の住宅：電池切れはありませんか？掃除や作動点検はしていますか？

住宅用火災警報器の訪問調査にご協力いただき、ありがとうございました。

